長与町農業委員会会議録

令和元年８月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和元年８月農業委員会総会

１．　日時　　令和元年８月２６日（月）　　１０時３０分から１１時２０分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博

１１番　上杉　司　　１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（６名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　１１番　上杉　司　　１２番　益冨　雅彦

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第１号報告　農地法第４条第１項第７号の規程による農地転用届出について

第４　　第２号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告をいたします。令和元年８月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、１２人の出席であることを報告いたします。農地利用最適化推進委員は、８人出席でございます。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、令和元年８月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。１１番、上杉司委員、１２番、益冨雅彦委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請が、１件出されています。

そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が、２件出されています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について議案書の№.１をお開きください。整理番号６（３－１）、申請地が、長与町三根郷（地番）、田、６１９㎡。同じく（地番）、畑、６９㎡。合計２筆、６８８㎡です。農地区分は、農用地区域外の２筆です。申請者は、譲渡人が、長崎市辻町（地番）、（氏名）さん。譲受人が、諫早市久山台（地番）、（氏名）さん。申請目的は、所有権移転の売買です。

備考欄に記載している通り、譲渡人は、相続農地を維持管理することが難しいので売却する。譲受人の耕作地は、２４，０２３㎡。労働力は、３人です。市街化調整区域となります。

次のページをご覧ください。

申請地の場所を申し上げます。

三根郷、〇〇交差点より県道東長崎長与線を〇〇方面へ約２００ｍ進んだ所の緑色で表示している部分が申請地、三根郷（地番）。さらに〇〇方面へ約１００ｍ進んだ所の赤色で表示している部分が申請地、三根郷（地番）です。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。田中光夫推進委員。

推進委員３番　８月２１日の午前中に、行政書士、事務局、柳原委員、私の５人で現地確認を行いました。まず、（地番）につきましては、過去に野菜を作っていた形跡がありましたが、現在は何も作っておらず、雑草はありましたが除草剤が散布されてあって、すぐにでも耕作ができる状態

でした。次に（地番）につきましても、同じく除草剤がかけてあり、雑草は枯れておりました。両方とも道路に面して、耕作しやすいところで、放っておくのはもったいないので、農作業をしていただくに、都合がいい所だと思います。

議　長　　続きまして、柳原厚志委員、お願いします。

２　番　　譲渡人が相続で土地をいただいて、実家の方は地図上で緑色になっているすぐ横に四角になっているところがありますよね。ここが実家なのです。この前の総会にも出たのですが、この家が１０年以上空き家になっており、誰も住んでいらっしゃらなくて、ここを（氏名）さんが売られたのですけど、(氏名）さんは全然農業ができないということです。(譲渡人)は辻町に住んでおられるのですが、どうしても自分では維持管理ができないということで、譲渡をするということです。(譲受人）は平木場の方で、(氏名）さんの息子さんです。この方に譲るということで、今はしていないのですが、将来（譲受人）が農業をするということで、（氏名）さんが みかんとか田んぼとか耕作されていますので、その跡を継ぎたいということで、農地として今回買い受けたわけです。今、(氏名）さんも非常に体調が悪くて、農業は特別されていないのですが、今後、(譲受人）が跡をついでされるということで、私どもも納得しました。承認していただければと思います。以上で説明を終わります。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
渡邉委員さん、どうぞ。

９　番　　売買については問題ないと思うのですが、問題は町外者が、町内の土地を買う場合の条件ですね。例えば、前々回でしたかね、農地を借りる場合のそこの町外の農地の農業者であるとかいう証明とかね。あるいは、耕作地の内容、そういうものを全部付けてあったと思うのですが、今回の場合は、そういう物が付けてないのですけど、その辺はどういう風に取り扱いしてあるのですかね。例えば、農地法３条の許可の条件が４項目あると思うのですが、そこの中でも、若干、通作距離かな、これが果たしてどうなのかなと感じも受けたものですから、そのあたりをお聞かせ願います。

議　長　　事務局、説明をお願いします。

事務局　　今、渡邉委員がおっしゃったように、長与町に農地を所有されていない方については、耕作の従事証明で、耕作期間等、議案書に載せて、資料を添付しておりました。今回の（譲受

人）のケースにつきましては、おっしゃるように諫早にお住まいなのですが、それ以前に、お父様の（氏名）さんの農地が長与町にありまして、現在経営をされております。その町外の後継者ということで、お名前が記載してありますので、そのまま、後継者さんという事で、今回、農地の売買となっております。（氏名）さんにつきましても、これまで認定農業者になっていらっしゃいましたが、だんだん高齢になってきて、今後５年間の経営状況を考えると、後継者に譲りたいということもありまして、現在、お休みの度にお手伝い等で、こちらの方に（譲受人）も耕作されているようですが、元々が親元になりますので、親御さんの農家台帳の記載を基に、耕作、通作距離につきましても、本人さんは、少し遠くなるのですけれども、（氏名）さんの通作距離を判断させていただいて、今回、該当するということで売買の議案を上げさせていただきました。以上です。

議　長　　今、事務局が申しましたように、本来、町外であれば、農家の確認をするわけですけれども、農家台帳上では、二男の（譲受人）が後継者であるということの確認と、それから話によりますと、通ってずっと農作業を手伝いに来ている。（氏名）さんの方も後継者という形、本人もそういうことで確認が取れるということで、農家の従事証明を添付していないという形でしています。渡邊委員、いいでしょうか。

９　番　　書類を見る以上は、他所の人かな、こっちの人かな、と今話しを聞いてわかりました。確認は、後継者であるという確認は取っているという事であれば、書類的には後継者であるという証明は付けなくても良いのでしょうか。ただ、確認しただけで良いのですかね。それからもう１点、普段は、（氏名）さんが、耕作をされるのですかね。逆に言うと。普段の管理とか、そういうものは、親がするのかなと。労働力３人と耕作地２４，０００㎡の内訳は、田とか、他にもあると思いますが、そこら辺が、もし分かっている事があればお願いします。

議　長　　後で資料を持ってきて確認したいと思いますが、資料がありましたらどうぞ。

事務局　　すみません。お待たせしております。まず、労働力ですが、本人さんの（譲受人）、それから（氏名）さん、お父様ですね。それからお母様であります、（氏名）さんの３人が労働力ということで農家台帳の方にも記載がされておりました。耕作面積の方ですが、今回の購入面積と合わせた分にはなりますが、田んぼが、８１６㎡、畑の大根が、４００㎡、ごぼうが、２１９㎡、サトイモが、６９㎡、ここの畑のところが、おそらく、面積が合いますので、今回の三根郷（地番）と三根郷（地番）の６８８㎡で作付けされると思われます。現在、また別に樹園地の方をお持ちで、梨が７，０００㎡、みかんが、１５，５１９㎡。これだけを耕作されている状況でございます。以上です。

議　長　　他にありますか、渡邉委員。

９　番　　いいです。

議　長　　皆さんご存知のように、（氏名）さんは、特農家であるという形ですから、基本的にやっぱり、二男さんが跡取りということで、やっぱり後継者が確定をしていくということは、非常に喜ばしいことで、そういう意味で、あとのこの売買については、（譲受人）を農業者と認めて、その中でしているという事で、この、議案の提案をしておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり農地法第３条の規定による許可申請を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　全員ということで、許可することに決定致します。

これからは、報告事項に移ります。事務局から、１件目の報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。　１．当事者の氏名・住所・職業、申請者は、（氏名）さん、徳島市南田宮（地番）、職業は、大学教員です。２．土地の所在等ですが、長与町丸田郷（地番）、登記簿、雑種地、現況、市街化畑、面積１０５㎡。同じく（地番）、登記簿、雑種地、現況、市街化畑、面積７．０４㎡。合計２筆、１１２．０４㎡です。土地の所有者は、申請者と同じです。３．転用計画は、貸駐車場用地です。４．申請日、令和元年７月１９日。５．専決処分の日、令和元年７月３１日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。令和元年８月２６日、長与町農業委員会事務局長村田佳美。

次のページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。丸田郷、図面の上部になります

が、（事業所名）より１３０ｍほど団地内に入った赤色で表示している部分が、丸田郷（地番）。オレンジ色で表示している部分が、丸田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　この件について、質問はありませんか。
３番、崎山委員。

３　番　　ここは、私の担当で、農地パトロールをしている所ですが、これを承認すると転用という事になりますか。

事務局　　はい。

３　番　　はい。わかりました。

議　長　　他に、ありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　質問が無ければ、２件目の説明をお願いします。

事務局　　次に３ページをご覧ください。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、賃借人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、会社員です。賃貸人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、職業は、農業　です。２．土地の所在等ですが、長与町高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、宅地、面積３，１１０㎡の一部で、高田南土地区画整理事業（街区番号）、１８０．６４㎡です。土地の所有者は、賃貸人と同じです。３．転用計画は、木造ガルバリウム鋼板葺２階建、建築面積５９．１７㎡、所要面積１８０．６４㎡。４．申請日、令和元年８月２日。５．専決処分の日、令和元年８月８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。令和元年８月２６日、長与町農業委員会事務局長村田佳美。
次のページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、高田南土地区画整理内

の赤色で表示している部分が申請地、高田郷（地番）の一部で、高田南区画整理事業（街区番号）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。
9番、渡邉委員。

９　番　　この施設の概要がありますが、これは、どちらの方の分ですか。というのは、施設の概要は、誰が作るのかなと思って。

議　長　　はい。事務局。

事務局　　施設の概要の建物につきましては、賃借人が、住宅を建築することになります。以上です。

議　長　　理解出来ましたかね。いいですか。

９　番　　はい。土地だけ借りて、建物は、（賃借人）が作るということですね。

議　長　　他にありませんか。
６番、田中委員。

６　番　　理解するためにね、今の件をお尋ねします。この（賃貸人）の土地が市街化区域で、後から土地をここに求められて、区画整理によって（賃貸人）がこの土地を（賃借人）に貸すという事ですけど、市街化区域内の農地として、出てきたのだという事をみなさん理解されているのか。なんで出てきているか、分からない人もいる。なんで、農地として出てきたのかな。と、初めての人は、思っているかもしれない。私も始めは、そう思っていました。１０年、２０年前は、今は、分かりますけど、そういう所の説明をちょっと説明した方がいいと思います。

議　長　　事務局から説明があると思いますが、私も、区画整理内は、事業を行う前に農転が終わっていると解釈をしておりますけど、これが、保留地の場合、１筆、１筆、その都度、その都

度、転用をしていくという形になっております。そういうことでしてありますので、北陽台の時も、たくさん出てきましたよね。そういうことが、今後も区画整理内では、できると、なるという事で、特に担当は、区画整理におりましたので、詳細に説明をお願いします。

事務局　区画整理内の転用については、所有者の移転は可能なのですが、地目変更については、事業完了後に最終的に一斉に変えることになっておりますので、今の段階では、転用届出というものの、ただ、所有者だけ変わるという事になりますので、そういう流れになっております。以上です。

議　長　反対に、今の説明は、分かりにくかったですね。

事務局　簡単に言うと、地目は、事業が終了するまで変えられないという事です。以上です。

議　長　明快な回答が出ましたね。
他にございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　無ければ、次の説明をお願いします。

【この後、令和元年８月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会８月総会を閉会します。